

## 周知資料（新見労働基準監督署）

- (1) 労働災害が増加しています
- (2) 経営トップの「安全衛生方針」を示し社内の安全衛生活動を推進しましょう！
- (3) 職場での転倒災害が増加しています
- (4) 職場での腰痛を予防しましょう！
- (5) 働く皆さまへ いつまでも元気に働ける心とからだの健康づくりを
- (6) SAFE コンソーシアム
- (7) はしごを使う前に・脚立を使う前に
- (8) フォークリフト災害続発中！
- (9) 伐木作業中の死亡災害・重篤災害が発生しています
- (10) 災害復旧工事における労働災害防止について
- (11) 労働安全衛生法の新たな化学物質規制
- (12) 化学物質を安全に取り扱うために
- (13) 職場の化学物質管理が変わります！
- (14) 新たな化学物質規制オンライン説明会
- (15) 溶接ヒューム等の健康障害防止対策の措置状況の点検をお願いします
- (16) 年未年始無災害運動
- (17) 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため「取組の5つのポイント」を確認しましょう！
- (18) 今こそ、働き方改革に取り組みましょう
- (19) 月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます
- (20) 新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に活用しましょう
- (21) 毎年 11 月は「過労死等防止啓発月間」です。
- (22) 業務改善助成金（通常コース）のご案内
- (23) 働くを守る。暮らしを守る。（労働保険）

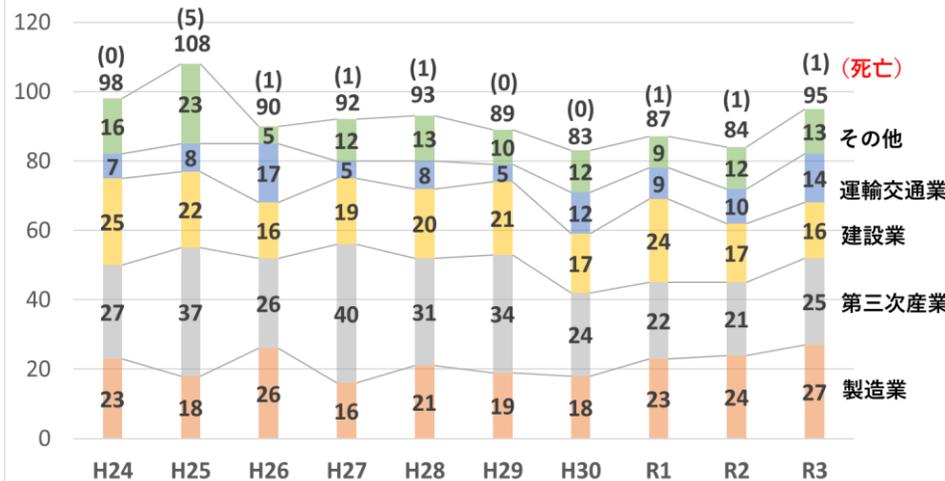


# 労働災害が増加しています 安全管理の再確認をお願いします

令和3年の休業4日以上労働災害は95件（前年比+11）となり、平成28年以来となる90件超え、大幅な増加となりました。

死亡災害は令和4年は既に1件発生しており、4年連続の発生となっています。

新見労基署管内の労働災害発生状況



## 製造業

- ①はさまれ・巻き込まれ 10件
- ②墜落・転落 5件
- ③激突 3件
- ④切れ・こすれ 飛来・落下 2件

## 第三次産業

- ①転倒 13件
- ②動作の反動・無理な動作 5件
- ③交通事故 4件
- ④墜落・転落 3件

## 建設業

- ①墜落・転落 5件
- ②飛来・落下、切れこすれ 3件
- ④動作の反動・無理な動作 2件

## 運輸交通業

- ①墜落・転落 4件
- ②激突、動作の反動・無理な動作 3件
- ④転倒 2件

## 安全衛生管理体制を整え、自主的活動を強化しましょう！

### 安全衛生管理の強化

- 経営トップが安全衛生の方針を表明しましょう  
項目：安全衛生の考え方、労働災害防止の決意、安全衛生活動の推進など
- 安全衛生の担当者（総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、（安全）衛生推進者、産業医、作業主任者など）を選任しましょう
- 安全衛生の担当者の職務内容を明らかにして、十分な社内の権限を与えましょう
- 一定期間の安全衛生の目標を掲げ、計画を立てましょう

例) 令和4年の目標「非定常作業を100件以上洗い出し、作業手順書を作成する」

令和4年1月の計画「事業場の安全パトロールを行い、危険な箇所を洗い出す」

- 働く人全員で安全衛生活動に取り組みましょう

### 安全衛生教育の拡充

- 安全衛生教育（雇入れ時等の教育・職長等の教育、能力向上教育など）を計画的・継続的に実施しましょう

## 転倒災害、墜落・転落災害を防止しましょう！

新見署管内で令和3年に発生した休業4日以上労働災害の内、転倒災害、墜落・転落災害だけで約4割を占めています。転倒災害はその6割が30日以上休業見込みとなっています。墜落・転落災害ははしご・脚立、運転台・荷台等、2m未満からのものが7割を占めており、その6割が30日以上休業見込みとなっています。

転落、墜落・転落災害はどの業種、どの事業場でも発生する可能性があります。

転倒予防・腰痛予防  
の取組 (厚生労働省HP)



「はしごや脚立からの墜落・  
転落災害をなくしましょう！」  
PDF : 2.42MB (厚生労働省HP)



高齢労働者の安全  
衛生対策について  
(厚生労働省HP)



腰痛予防対策  
(厚生労働省HP)



「外国人労働者の安全衛生対策  
について」(厚生労働省HP)



指差呼称のやり方  
(厚生労働省「職場の  
あんぜんサイト」)



# 今こそ、働き方改革に取り組みましょう

働き方改革とは、誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その能力と意欲を発揮できる魅力ある職場づくりを目指すものです。

魅力ある職場づくりに取り組むことで、従業員の意欲が向上し、労働生産性のアップや優秀な人材の確保職場への定着につながります。

中小企業だからこそ、取り組み易く、効果も大きくなります。

コロナ禍だからこそ



働き方改革に関連する助成金も取り扱っています。

## 働き方改革に向けた各種支援の活用

### ◆岡山労働局雇用環境・均等室

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

〒700-8611

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

TEL 086-225-2017



### ◆岡山働き方改革推進支援センター

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和などの労務管理に関する課題について、労務管理等の専門家による個別相談、事業主向けセミナーの実施などの支援を行います。

〒700-0985

岡山市北区厚生町3丁目1番15号 岡山商工会議所ビル 8階

【受託会社：株式会社タスクールPlus】

フリーダイヤル：0120-947-188

### ◆岡山県よろず支援拠点

平成26年6月より、国が全国に設置した無料の経営相談所です。

岡山県よろず支援拠点では、起業・創業から、中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大、販路拡大、事業計画、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

公益財団法人 岡山県産業振興財団

〒701-1221

岡山県岡山市北区芳賀5301

TEL 086-206-2180



改正法令、各種支援、助成金制度等  
詳細についてはこちらをご覧ください



「働き方改革」の  
実現に向けて  
(厚生労働省HP)



働き方改革について  
(岡山労働局HP)



## 月60時間を超える残業は、割増賃金率が上げられます

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は 50%  
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(改正後) 2023年4月1日施行

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

就業規則、給与計算システムなどの見直しは進んでいますか？

中小企業に対して適用が猶予されていた60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率について、2023年(令和5年)4月1日から50%以上とする規定が適用されます。

## 職場における新型コロナウイルス感染症対策について

- ◆ 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ◆ 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますのでご活用ください。
- ◆ 食堂、休憩所、洗面所、寮における感染防止は大丈夫ですか。
- ◆ 職場における感染事案が発生した場合には労働基準監督署にもご一報ください。



# 経営トップの「安全衛生方針」を示し 社内の安全衛生活動を推進しましょう！

労働災害防止対策や健康確保対策を推進するためには、経営トップの強いリーダーシップの下、全員が一丸となって、安全衛生活動に取り組むことが重要です。

まずは、経営トップ自らが安全衛生管理の最高責任者として、労働者の安全と健康確保が最優先である旨の安全衛生方針を示しましょう。

また、経営トップの「安全衛生方針」に沿った取組を労働者一人ひとりが「安全衛生宣言」し、それを日々実践することにより、労働災害撲滅への効果がより期待できます。

「安全衛生方針」「安全衛生宣言」で労使一丸となって労働災害の撲滅に取り組みましょう。

見本



策定日 令和 年 月 日  
掲示日 令和 年 月 日

## 安全衛生方針

安全衛生活動は、企業経営の基盤であり、我が社で働く人及び社旗又は社のシンボルマーク地域社会の安全・健康に及ぼす影響を最小限となるよう企業活動の中で安全衛生管理を徹底し、自負できる職場を目指します。

### 安全衛生の基本方針

- 1 安全衛生関係法令及び社内基準を遵守し、より一層の安全衛生管理に努めます。
- 2 職場の危険有害要因の明確化と対策の優先度を定めるリスクアセスメントを実施し、「災害ゼロ」から「危険ゼロ」への安全で快適な職場づくりを推進します。
- 3 過重労働及びメンタルヘルスによる健康障害を防止するため、衛生管理体制の充実を図り、社員の健康確保対策を推進します。
- 4 全社員とのコミュニケーションを図り、全員参加の安全衛生活動を実行していきます。
- 5 社員教育及び社内広報活動を通じて、安全衛生意識の高揚に努めます。
- 6 安全衛生活動の実行に当たっては、適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

会社名 株式会社◎◎  
代表者 代表取締役 新見 太郎

「安全衛生方針」は、方針に沿って、職場全員で取り組むことが重要なので、一人ひとりが目にする状態にしましょう。また、HPなどを通じて対外的に公表することにより、社員の取り組みへの意識高揚、安全衛生活動に意欲がある事業場との社会的評価の上昇の効果も期待できます。

# 労働者一人ひとりが「安全衛生宣言」を示し 社内の安全衛生活動を推進しましょう！

近年、増加傾向にある行動災害（転倒災害、腰痛災害など）は、疾病、加齢などに伴う、筋力、バランス力、視力、敏捷性、認知機能などの心身機能の低下などの個人的要因も大きく関与しており、労働災害を撲滅するには、労働者ひとり一人が、職場の安全衛生活動に積極的に参加するとともに、事業場における取組や地域における取組を活用しながら、自身の心身の健康の維持・向上に努めていくことがとても重要となります。

経営トップが労働災害防止に対する明確な「安全衛生方針」を表明し、その方針に沿った取組を労働者一人ひとりが「安全衛生宣言」を表明し、それを日々実践することにより、より効果が期待できます。「安全衛生方針」「安全衛生宣言」で労使一丸となって労働災害の撲滅に取り組みましょう。

見本



## 私の安全衛生宣言

1. ライン清掃・調整時は「主電源のカット」と「操作禁止札の掲示」を徹底します。
2. 作業標準にない不具合が発生したら、自己判断せずに班長に対応の指示を仰ぎます。
3. 場内は、走らず、ながら歩きせずを守ります。
4. 会社のヘルスサポートサービスを活用し、身体機能維持、健康維持に努めます。

宣言日 令和 年 月 日

所属名 株式会社◎◎ ◇◇工場

職氏名 製造第1班 高梁 太郎

「私の安全衛生宣言」は、労働者一人ひとりが、日々、取り組みを継続することが重要となりますので、宣言内容は、所属する職場の掲示板に掲示したり、カードにしたものを携帯したり、更衣室のロッカーに掲示したりと、それぞれの職場の状況に応じて、日々目にして意識するよう、工夫してみてください。



# 新見労働基準監督署からのお願い

## 職場での転倒災害が増加しています

近年、全国的に転倒災害は増加傾向にあり、令和3年の速報値は、前年同期比で約3割増と大きく増加しています。その約6割が休業1か月以上であり、特に女性の高齢者で多く発生しています。

転倒災害の防止は、女性や高齢者が活躍できる社会の実現や生産性向上などの観点からも、たいへん重要な課題です。

下記のチェックリストを活用した点検の実施など、転倒災害防止の取り組みをお願いします。

### あなたの職場は大丈夫？

### 転倒の危険をチェックしてみましょう

チェック項目		
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか	
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	

## 転倒原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



## 転倒予防

転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

### ① 作業場所の 整理整頓



### ② 作業場所の 清掃



### ③ 毎日の 運動



3つの転倒予防（整理整頓、清掃、運動）を行って転倒による労働災害を減らしましょう。

また、リーフレットの「チェックリスト」を用いて、転倒の危険性を確認し、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、見える化のステッカーを貼るなど、転倒災害防止に努めてください。

## STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP！転倒災害プロジェクト」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



# 職場での腰痛を予防しましょう！

## 「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上職業性疾病の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってききましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

### 指針の主なポイント

#### <労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



#### <リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

#### <労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に取り組むことができます。



# 作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント [ 指針 ]

## 作業管理

### ■自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。

### ■作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおおよそ90度になる高さとする。

### ■作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。

### ■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにする。

### ■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

### ■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうか判断する。

## 作業環境管理

### ■温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくするので、適切な温度を保つ。

### ■照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。

### ■振動

車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

## 健康管理

### ■健康診断

腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。

### ■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

### ■腰痛による退職者が職場に復帰する際の注意事項

腰痛は再発する可能性が高いため、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

# 労働衛生教育のポイント [ 指針 ]

## ■労働衛生教育

重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護作業、車両運転作業などに従事する作業者に対しては、その作業に配置する際やその後、必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。

[教育内容]

- ・腰痛の発生状況、原因（腰痛が発生している作業内容・環境、原因など）
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり（チェックリストの作成、活用方法など）
- ・腰痛発生要因の低減措置（発生要因の回避、軽減を図るための対策）
- ・腰痛予防体操（職場でできるストレッチの仕方など）

## ■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

## ■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

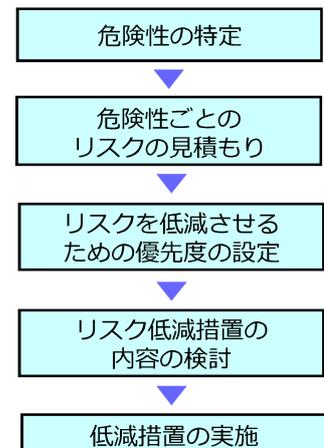
# リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム

## ■リスクアセスメント

腰痛予防対策は、各作業におけるリスクに応じて、合理的・効果的な対策を立てることが重要です。

そのためには、作業の種類や場所ごとに、腰痛の発生に関与する要因についてリスクアセスメントを実施する必要があります。

リスクアセスメントとは、職場にある危険の芽を洗い出し、それにより起こりうる労働災害のリスクの大きさ（重大さ+可能性）を見積もり、大きいものから優先的に対策を講じていく手法です。



## ■労働安全衛生マネジメントシステム

作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせて総合的に推進していくためには、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することが重要です。

リスクアセスメントの結果を基に、「計画を立てる（Plan）」→「計画を実施する（Do）」→「実施結果を評価する（Check）」→「評価を踏まえて見直し、改善する（Act）」という一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に安全衛生対策に取り組むことができます。

[PDCAサイクル]



# 作業別 腰痛予防対策

腰痛の発生が比較的多い作業については、個別の腰痛予防対策を示します。

## 1 重量物取り扱い作業

- ・重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置などの使用による省力化を図る。
- ・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性（満18歳以上）は体重のおおむね40%、女性（満18歳以上）は、男性が取り扱う重量の60%程度とする。
- ・荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱いを容易にする。重量はできるだけ明示する。

## 2 立ち作業

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置する。
- ・長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせる。
- ・1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージなどを行わせることが望ましい。
- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにする。

## 3 座り作業

- ・椅子は、座面の高さ、奥行きの寸法、背もたれの寸法・角度、肘掛けの高さなど、作業者の体格に合ったものを使用させる。
- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く範囲内に配置する。
- ・床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節（脊椎の根元にある関節）などに負担がかかるため、できるだけ避けるようにする。

## 4 福祉・医療分野等における介護・看護作業

- ・リスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な腰痛予防対策を立てる。
- ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わせない。福祉用具を活用する。
- ・定期的な職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生していないか確認する体制を整備する。

## 5 車両運転等の作業

- ・建設機械、フォークリフト、農業機械の操作・運転による激しい振動、トラック、バス・タクシーなどの長時間運転では、腰痛が発生しやすくなるので、座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適宜、休憩を取らせるようにする。
- ・長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチを行った後に作業を行わせる。

指針全文(H25.6.18付け基発0618第1号)は、厚生労働省ホームページの「法令等データベースサービス(通知検索)」または、報道発表資料(H25.6.18)をご参照ください。

詳細は検索で

職場における腰痛予防対策指針

検索

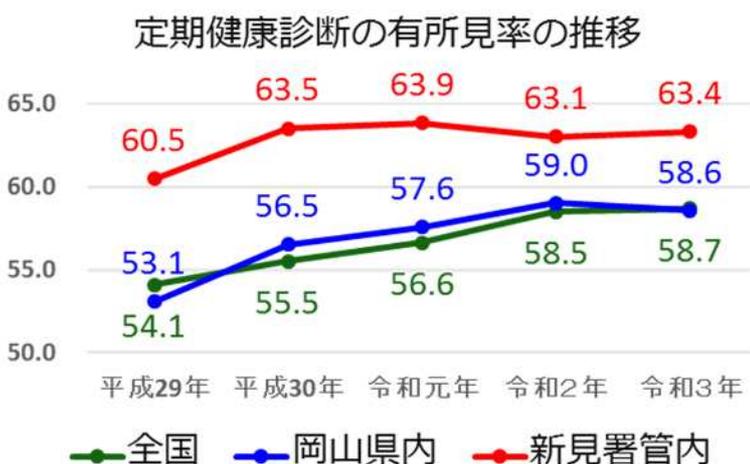
# 働く皆さまへ いつまでも元気に働ける心とからだの健康づくりを

思うようにからだ動かない、疲れが取れないと感じたことはありませんか？  
起きるのがつらい、寝つけない、仕事に行くのがつらいと感じたことはありませんか？  
「まだまだ大丈夫」と思って無理をしていると、心とからだ悲鳴をあげて、取り返しがつかないことになることがあります。

全国的に、定期健康診断の有所見率の上昇、仕事による強いストレスが原因による精神障害の労災請求件数の増加、加齢によるバランス力・筋力の衰え等が原因による転倒災害・腰痛災害の増加などの傾向が見られます。

現在の自分の心とからだの状態をチェックし、早め早めのケアに取り組みましょう。

## 「要精密検査」「要治療」を放置していませんか？



健康診断受診者の約6割  
何らかの所見がある状態

生活習慣病とも関連が深い  
「血中脂質」「血圧」「肝機能」  
「血糖」等で高い有所見率

放置は危険です

ご家族のためにも「要精密検査」「要治療」は  
放置せず、早めに検査・治療を受けましょう。

## 生活習慣病の予防と早期発見のために がん検診&特定健診・特定保健指導の受診を！

「国の行政情報に関するポータルサイト」  
政府広報オンライン



## 労災保険二次健康診断等給付をご存じですか？

二次健康診断等給付は、直近の定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々に対して、脳血管・心臓の状態を把握するための二次健康診断 及び 脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定保健指導 を1年度内に1回、無料で受診することができる制度です。給付の要件等の詳細については、下記のページをご確認ください。

厚生労働省HP「労災保険二次健康診断等給付」



# こころがSOSサインを出していませんか？

## ストレス

まずは生活習慣を整え、リラックスできる時間を。不調が続くようであれば、早めの相談を。

ためすぎると危険！

バランスが  
取れた食事

良質な睡眠

リラックス  
タイム

適度な  
運動習慣

早めの相談

## まずはこころの病気について理解を深めましょう

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト  
「こころの耳」(厚生労働省サイト)

職場のメンタルヘルスに関する幅広い情報を提供するとともに、メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置しているポータルサイトです。



厚生労働省 ハラスメント対策総合情報サイト  
あかるい職場応援団

職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ)、いじめ・嫌がらせ問題の予防・解決に向けた情報提供のためのポータルサイトです。



厚生労働省HP

職場におけるハラスメントの防止のためにセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントに関する情報を提供しています。



厚生労働省委託事業

ハラスメント悩み相談室

厚生労働省の委託を受けて、株式会社東京リーガルマインドが運営している「職場におけるハラスメントの悩み相談室」のウェブサイトです。



## バランス力・筋力等の身体能力の低下に気づいていますか？

全発生件数の約4割

行動災害(転倒、腰痛等)増加  
復帰に数か月かかる災害も

加齢によるバランス力・  
筋力等の低下も一因

事業者による作業環境、  
作業方法等の改善



労働者も心身の健康維持  
向上に努めることが重要

## 無理がない程度でストレッチや運動を行いましょう

厚生労働省HP  
「転倒予防・腰痛予防の取組」

厚生労働省が行う転倒予防・腰痛予防の取組について紹介しています。啓発資料・リーフレット・動画等を提供しています。



厚生労働省 職場のあんぜんサイト  
転倒・腰痛防止用視聴覚教材

「転倒・腰痛予防！いきいき健康体操」等の転倒・腰痛防止用視聴覚教材を提供しています。



厚生労働省「SAFEコンソーシアム ポータルサイト」

職場における転倒・腰痛予防対策動画  
職場における転倒・腰痛予防対策のエクササイズ動画等を提供しています。



厚生労働省「スマート・ライフ・プロジェクト」サイト  
「おうちで+10超リフレッシュ体操」

運動不足解消や健康増進に向けて、自宅で手軽に取り組める3分程度の体操メニューを動画で紹介しています。



中央労働災害防止協会「転びの予防 体力チェック」(令和3年度厚生労働省補助事業)

歩行能力や動的バランスなどを把握できる5つの計測方法により、自分の意識と実際の身体機能とのズレに気づくことができる動画教材を視聴できます。



新見労働基準監督署 (0867-72-1136)

(R04.10)

# みんなの安全を、みんなで守り合う。



／ 加盟は無料です ／



コンソーシアムについて

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

シンポジウム開催告知

令和4年10月(予定) ▶ 令和5年2月(予定)

全国7会場(各1回) 東京 / 大阪 / 仙台 / 新潟 / 静岡 / 広島 / 香川



従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。

SAFEコンソーシアムポータルサイト →



# Safer Action For Employees

「従業員の幸せのための安全アクション(SAFE)コンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組んでいきます。

労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけていきます。

## コンソーシアム設立の背景・目的

近年、小売業および介護施設を中心に転倒・腰痛等の労働災害の増加が続いており、これに歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。しかしながら、日常生活でも起こりうる転倒・腰痛等については、その防止に取り組むメリットがわかりづらく、企業や労働者の行動変容につながっていない状況があります。SAFEコンソーシアムは、このような現状を打破するため、幅広い関係者(企業、団体等)の参画を募り、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、新たな切り口による取組を進めていこうとするものです。

## 加盟メリット

- ロゴマークの使用やアワードによる労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有による企業内等での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労災防止・健康増進事業連携マッチング

## 取組

- ① 労働災害問題の協議・周知(シンポジウム)
- ② 好取組事例の共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- ③ 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- ④ 参画メンバーの地位向上(ロゴマーク、バナー等)



従業員の幸せのための取組を行っている企業・団体に事例を応募いただき、優れた取組を部門別に表彰する予定です。

〈応募期間〉令和4年10月(予定)▶12月(予定)

〈アワード開催〉令和5年2月(予定)

SAFE コンソーシアム  
ポータルサイト

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム  
Twitter @safe\_mhlw

[https://twitter.com/safe\\_mhlw](https://twitter.com/safe_mhlw)



# はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

## 作業前 8 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災  
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に  
なってから、作業を始めましょう！

## 作業前 10 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する  
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、  
折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つ  
ための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



**高さ2m以上での作業時は、墜落制止器具の使用も必要です！**

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# フォークリフト災害続発中!!

～「気をつけて」だけでは災害は防止できません～

フォークリフトはいろいろな事業場で使用されていますが、正しく使用されていない事業場、適切に管理されていない事業場も散見されます。

フォークリフトによる災害は死亡災害などの重篤な災害に至るリスクが高く、フォークリフトの運転者が被災するだけでなく、周りの人を巻き込むケースもあります。

「気をつけて運転して」と言うだけでは災害は防止できません。

あらためてフォークリフトの安全対策が重要な課題であることを職場の皆さんで認識していただき、全員参加でフォークリフトによる労働災害のリスクを洗い出し、適切な対策を講じていただきますようお願いいたします。



## 管内における災害事例

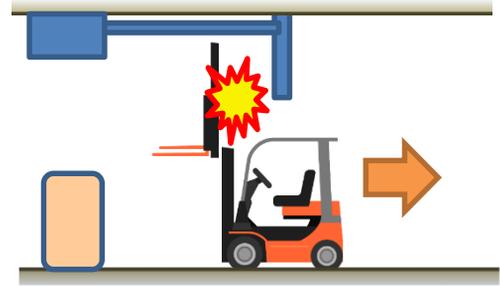
### 【事例1】 走行経路上の設備と接触し、落下物が周辺作業者に激突

【概要】 令和4年6月発生。休業災害。工場内。

フォークリフトによるフレコンバック運搬作業中、被災労働者はフォークからフレコンバックの吊り具※を外す作業を行っていた。

フレコンバックを所定の位置に降ろした後、運転者がマストを下げ忘れてバックしたため、上部の設備にマストが接触したことにより設備の一部が落下し、近くにいた被災労働者に激突したものの。

※フレコン吊りは必ず専用の吊り具を使う等、安全対策が必要です。

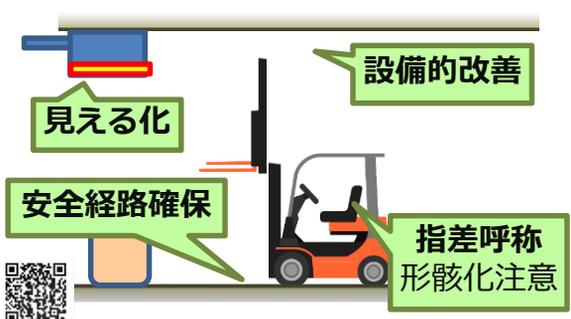


#### 【新見署からのお願い】

令和3年にも別の事業場において、同様の災害が発生しています。いずれの災害も、**フォークリフト作業計画（労働安全衛生規則第151条の3）**が作成されていませんでした。

作業場所、地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状に適合した運行経路及び作業方法を示した作業計画を定め、関係労働者に周知しましょう。

【参考】フォークリフトの高さ制限の見える化事例はこちら⇒



### 【事例2】 急旋回で積荷の長尺物がずれてフォークリフト転倒

【概要】 令和4年5月発生。休業災害。屋外ヤード。

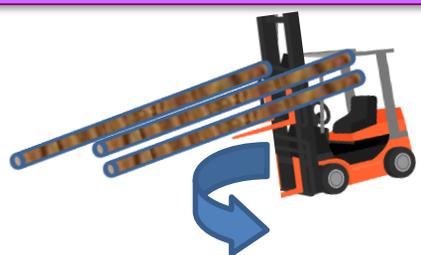
フォークリフトで丸太の運搬作業中、曲がる予定の箇所を通り過ぎてしまいそうになり、慌ててハンドルを切って左折したところ、積荷の丸太が右方向にずれたことも影響し、フォークリフトがバランスを失い、転倒した。被災労働者は転倒する直前に飛び降りたが、落ちてきた丸太に激突されたもの。

#### 【新見署からのお願い】

フォークリフトの作業計画は作成されており、制限速度も設定されていましたが、そもそもフォークリフトには速度計はついておらず、日頃から、どのくらいの速度が出ているのかわからない状態でした。

フォークリフトの能力、荷の積み方、路面状況などを踏まえ、制限速度などを決定してください。

フォークリフト製造業者などにも相談してみてください。



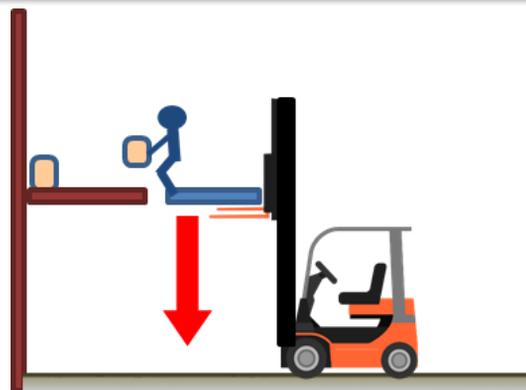
# 【事例3】フォークリフトで上げたパレットから転落

【概要】平成30年8月発生。休業災害。倉庫内。

フォークリフトを使って、中2階（高さ2.5m）の資材置き場に資材搬入中、フォークリフトで上げたパレットから足を滑らせ、1階コンクリート床上に転落したものの。

## （注意）

労働安全衛生規則第151条の14（主たる用途以外の使用の制限）  
フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を荷の吊り上げ、労働者の昇降等主たる用途以外の用途に使用してはならない。但し、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。



## 【新見署からのお願い】

フォークリフトを**用途外使用**して、パレットの上に人を乗せて作業中に転落して死亡災害に至るケースは少なくありません。

原則として、フォークリフトでの労働者の昇降等は禁止されています。（用途外使用）

そもそもフォークリフトは人の昇降などを想定して設計されたものではありませんので、高所作業車の使用、安全に使える昇降設備の設置など、誰でも安全に作業できる方法を検討してください。

※ 高さ2m未満からの墜落、転落等でも重篤災害に至ることがあります。  
保護帽（ヘルメット）については「墜落時保護用」の機能を有したものを使用するようにしてください。

## フォークリフトを適正に使用していますか？

- 運転資格 最大荷重1 t 以上は技能講習修了者（法61条）、1 t 未満は特別教育修了者（法第59条）
- フォークリフト作業計画の作成（則151条の3）
- 複数の労働者で作業を行う際の作業指揮者の配置（則151条の4）
- 適正な制限速度（則151条の5）
- フォークリフトの転倒、転落による危険防止措置（則151条の6）
- フォークリフトとの接触防止措置（立入禁止、誘導者配置）（則151条の7）
- フォークや荷の下への立入禁止（則151条の9）
- 偏荷重が生じないように積載（則151条の10）
- 運転席から離れる際の措置（フォークの最低降下位置等）（則151条の11）
- 乗車席以外の搭乗制限（則151条の13）
- 荷のつり上げ、労働者の昇降等の用途外使用の制限（則151条の14）
- 許容荷重その他の能力を超えての使用の制限（則151条の20）
- 年次検査（特定自主検査）、月次検査、作業開始前点検、補修の実施（則151条の21～25）
- 運転資格取得5年以内の運転業務従事者教育の実施（努力義務）**

運送業者のドライバーに使用させるときは資格確認と作業計画・安全ルールの周知を必ずしましょう！



安全ルールが守られるよう職場環境の改善も大事だよ。まずはみんなでリスクの洗い出しをしよう！

## 参考

関連情報を以下のHPに掲載しておりますので参考にしてください。

### 厚生労働省HP

「荷役作業安全ガイドラインの解説

～陸運事業者と荷主等のみなさまが連携した荷役災害の防止～」

荷役作業安全ガイドラインの解説

検索



### 厚生労働省HP

「職場のあんぜんサイト」

「前方ヨシ!!」

指差呼称の実施

方法はこちら⇒



宮崎労働局HP「業種別、作業別の労働災害防止対策」フォークリフト関係  
フォークリフト作業計画の作成マニュアル、作業計画書参考様式&記入例がダウンロードできます。

宮崎労働局

業種別、作業別の労働災害

検索



### 陸災防HP

荷主と連携した

荷役労働災害防止

参考事例はこちら⇒



伐木作業を行う林業、建設業等の事業場の皆様へ

# 伐木作業中の死亡災害・ 重篤災害が発生しています

伐木作業等については、木材伐出業等の林業事業場だけでなく、支障木の撤去等で、建設業、農業、ゴルフ場等の事業場においても行われていますが、労働災害が発生する頻度が高く、災害が発生した場合には被災の程度が重篤になりやすい傾向があります。

当署管内におきましても、令和4年に入り、2月に死亡災害（木材伐出業）、3月に重篤災害（土木工事業）が発生しています。ひとたび労働災害が発生すると、労働者の生命がおびやかされることのみならず、労働者の家族や事業場にも多大な不利益を被ることとなります。

労働安全衛生法に基づく危険防止措置を徹底させるとともに、雇入時の安全衛生教育の充実や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等による安全作業に関する指導、木材伐出機械等に係る労働災害防止に努めてください。

## 災害事例

### 【災害事例1】雑木を伐採中、木が裂けて、折れた木が激突

被災時、被災労働者は谷側へ大きく枝を張った偏心木（樹種：アベマキ、樹高：約20m、伐根直径：46cm）をチェーンソーを使って、追い口切りにて伐倒していた。谷側を伐倒方向として受け口を切り、次に追い口を切っていた。幹の約半分程度まで切ったところで、幹が縦方向に約6m裂け上がり、裂けた立木が跳ね落ちてきて被災労働者に激突した。

裂け防止措置等の対策は講じられていなかった。

#### 災害発生原因

- (1) 作業方法が不適切であったこと  
避けやすい樹種、かつ偏心木にもかかわらず谷方向へ伐倒したこと。  
裂け防止措置や受け口を切った後の芯切りを行わなかったこと。  
不適切な受け口、追い口による伐倒であったこと。
- (2) 作業計画が不十分で退避場所・退避ルートが確保されていなかったこと。
- (3) 被災者は林業現場での実作業経験が浅く、作業に不慣れであったこと。

#### 再発防止

- (1) 伐採に際しては、伐採する木の傾き具合などの形状や周囲の状態などに配慮した適切な作業方法を定め、それに基づき作業を実施すること。
- (2) 退避場所を確保すること  
伐採に際しては、退避場所の確保を確実に行う。
- (3) 安全衛生教育を実施すること  
労働者に対し、伐採方法、退避方法、作業の危険性などについて、安全教育を計画的に実施する。また、作業に当たっては、労働者の技能を考慮して行う。



注意：イメージ図で実際の発生状況とは異なります。

#### (参考)

偏心の程度が著しい立木又は裂けやすい木では、「追いづる切り」が安全に伐倒する方法として有効です。

追い口を切るとき、受け口の反対側となる部分の幹は切らず、突っ込み切りにより側面からチェーンソーを水平に深く入れますが、突っ込み切りの際には、チェーンソーのバー先端部上側が立木に触れるとキックバックするおそれがありますので注意しましょう。

## 【災害事例2】 かかり木のかかった木を伐倒中、かかり木が落下し、近くで別作業していた作業者を直撃

山間にある田の水害復旧工事において、地中杭として使用するため、脇にある桧林から立木を伐採していたところ、伐倒した木がかかり木となり、かかられた木をかかり木ごと倒そうとし、かかられた木をチェーンソーにて切っていたところ、かかられた木が倒れる前にかかり木が外れて、付近で別作業をしていた被災労働者に激突したもの。

### 災害発生原因

- (1) 不適切な受け口、追い口であったため、伐木が異なる方向に倒れ、かかり木となったこと。
- (2) かかり木を外さないで、そのまま、かかられた木を伐倒したこと。
- (3) 立入禁止の範囲に別作業の作業者がいたこと。

### 再発防止

- (1) 適切な受け口・追い口を作ること、伐倒した木がかかり木とならないよう、付近の木の枝木、「つる」等を除去しておくこと等について徹底しておくこと。
- (2) 禁止されている浴びせ倒し等ではなく、適切なかかり木処理を行うこと。
- (3) 伐倒前の合図、退避確認の徹底

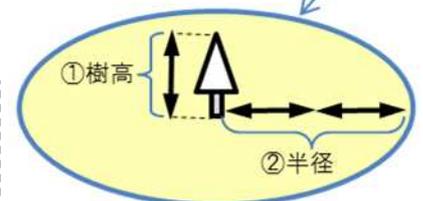
#### (注意)

放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことが義務付けられています。やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。



注意： イメージ図で実際の発生状況とは異なります。

②半径が①樹高の2倍の距離の円  
(立入禁止の範囲)



(図) 立入禁止の範囲

## 参考

参考に関連情報が提供されているHP等をご紹介します。  
安全対策を講じる際の参考にしてください。

### 厚生労働省HP

#### 「伐木作業・林業における安全対策」

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 伐木作業・林業における安全  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00003.html)  
「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」をご確認ください。



### 【参考】林野庁HP

#### 森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり

ホーム > 分野別情報 > 森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/index.html>  
チェーンソーの操作技能基本トレーニングテキストがダウンロードできます。



### 【参考】広島県HP

#### 林業での安全衛生管理に関するお役立ちまとめ」

トップページ > 組織でさがす > 農林水産局 > 林業課 > 林業での安全衛生管理に関するお役立ちまとめ  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/ringyo-anzen-yakudachi.html>  
年間安全衛生計画・作業手順書・作業計画の見本、安全衛生管理チェックシート等あり



## 災害復旧工事における労働災害防止について ～ 作業者の安全確保はできていますか？ ～

災害復旧工事については、崩壊等による地盤の緩みや落石が生じたり、施工が困難な箇所での作業を余技なくされるなど、通常の建設工事と比べても、作業の安全を確保することが難しい面があります。

これから台風シーズンを迎えますが、土石流災害の発生や地盤の緩み等による土砂崩壊災害、落石災害の発生が懸念されます。

今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、次にお示しする事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

### 管内における災害事例

#### 【事例】落石防護施設復旧工事中の落石災害

**【概要】** 令和4年6月発生。休業災害。

落石防護施設復旧工事において、工事箇所上部の地山から落石があり、斜面にて作業中の作業者の首に激突した。

作業箇所上部に配置した見張りが落石の気配を感じて、身構えるよう指示したが、周辺は草木が茂り、落石を目で確認することができず、退避することができなかった。

#### 【新見署からのお願い】

落石災害を防ぐ工事ということは、落石が発生する危険性が非常に高い場所となります。

工事施工にあたっては、現場の落石履歴や発注者が保有する点検記録等の確認や、更なる落石の危険性の有無等の現地調査を行った上で、落石災害防止を重点対策とした作業計画を策定した上で、作業を行いましょ。

現場の状況は変化しますので、それに合わせて作業計画の見直しを行いましょ。



#### 【地山の崩壊等による危険の防止】

労働安全衛生規則第534条

事業者は、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。
- 二 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。

#### 【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン】

地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインを参考に、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図りましょ。

**斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインはこちら**



#### 【ロープ高所作業を行う場合】

「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが必要です。

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(40度未満の斜面における作業を除く。)

**ロープ高所作業についての規定、通達、リーフレットはこちら**



# 災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について

## 土砂崩壊災害防止対策

1. 地山の掘削時、安衛則 355 条に基づき、作業箇所や地山状況の事前調査を確実に行うこと。
2. 1 の調査結果を踏まえ、調査に基づき作業計画を策定し、当該計画に基づき作業を行うこと。
3. 安衛則 358 条の点検者を指名し、頻繁に点検を行うこと。地山の監視者を配置すること。
4. 土砂崩壊のおそれがあるときは、安衛則 361 条に基づき土止め支保工を設けること。
5. 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（表面参照）」の順守を図ること。
6. 掘削を伴わない場合でも、1～5 に準じた調査、点検、土砂崩壊防止措置を講じること。

## 土石流災害防止対策

1. 安衛則 575 条の 9 に基づき、上流の河川の状態を十分調査すること。
2. 土石流早期発見のため、必要に応じて警戒雨量基準や作業中止降雨基準の見直すこと。
3. 安衛則 575 条の 14 及び 15 に基づき、警報・避難設備の点検ほか、その方法を周知すること。

## がれき処理作業時の安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

1. 短期作業となるものの、当日の作業内容、安全上のルールについて綿密な打合せを行うこと。
2. 保護帽、安全靴（踏抜き防止）、手袋（切創防止）など、作業に適したものを選定すること。
3. がれき等への石綿含有確認を行い、その結果に基づき適正な呼吸用保護具を使用すること。

## 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

1. 安衛則 155 条に基づき、確実に作業計画を作成し、当該計画に基づく作業の徹底を図ること。
2. 安衛則 157 条に基づき、路肩の崩壊防止や幅員の保持等、重機の転倒防止措置を図ること。
3. 安衛則 158 条に基づき、危険範囲への立入禁止、誘導者の配置等、重機と作業員との接触防止措置を図ること。
4. 車両系建設機械の運転については、必ず必要な運転資格を有する者に行わせること。  
当該項目は、車両系建設機械を使用する全ての作業において準用する。



## 建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

1. STOP！熱中症 クールワークキャンペーンを展開し、WBGT 値の把握と管理を行うこと。
2. 厚生労働省が示す「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」に基づき、マスクの正しい選び方と使い方の徹底を図ること。

厚生労働省リーフレット「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」（PDF:532KB）  
はこちら



## 参考

関連情報を以下のHPに掲載しておりますので参考にしてください。

岡山労働局独自リーフレット「災害復旧関連工事を行う際の留意事項～事業者の皆様へ」（PDF:388KB）

平成30年7月豪雨により岡山県下は大規模な被害を受けました。

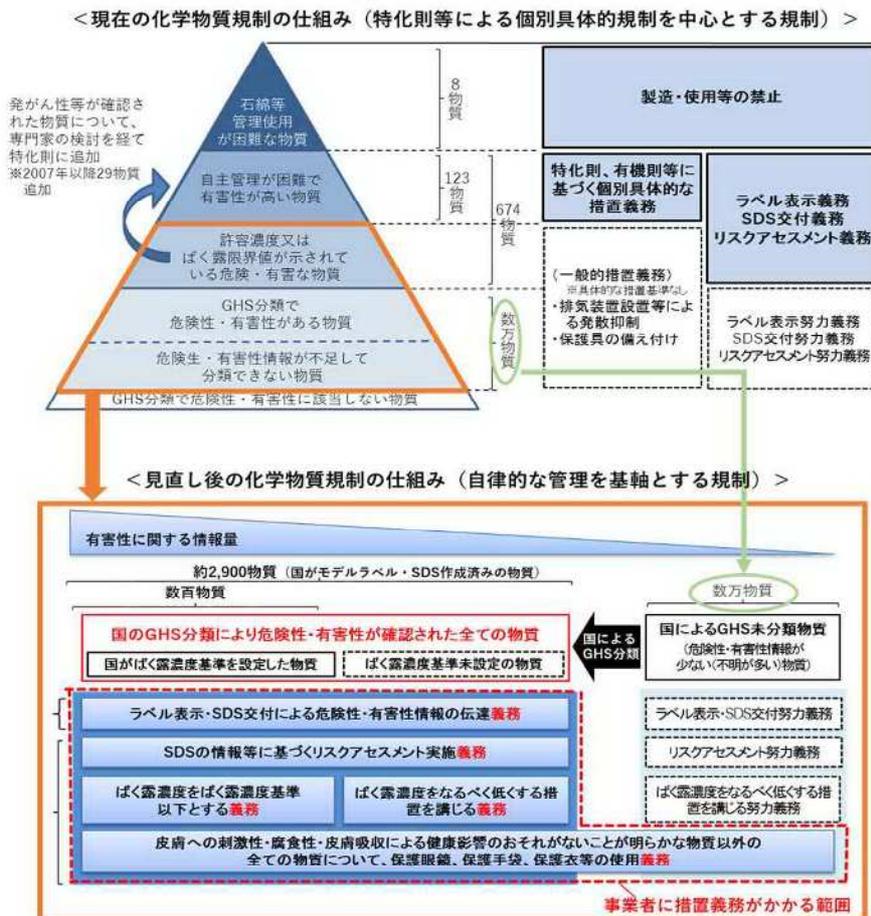
当時、浸水被害を受けた住宅等の公費解体工事等様々な災害復旧工事が行われており、災害復旧工事における労働災害の発生を防ぐ目的で作成したリーフレットとなります。併せて、ご確認ください。



# 労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。



## 1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等 **2024(R6).4.1施行**による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。
- 2022（令和4）年2月公布の労働安全衛生法施行令（安衛令）改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにてCAS登録番号付きで公開されています。  
[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

※リスクアセスメント対象物：

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

## 1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

### (1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

2023(R5).4.1施行

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

2024(R6).4.1施行

### (2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

(1)①に関する部分

2023(R5).4.1施行

(1)②に関する

2024(R6).4.1施行

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存です。

### (3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。

努力義務

2023(R5).4.1施行

## 1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

努力義務

2023(R5).4.1施行

義務

2024(R6).4.1施行

- ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

努力義務

2023(R5).4.1施行

- ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

## 1-4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下  
①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況  
の調査審議を行うことを義務付けます※。

①に関する部分 2023(R5).4.1施行

②～④に関する部分 2024(R6).4.1施行

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

## 1-5 がん等の遅発性疾病の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種  
のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かな  
なければなりません。

2023(R5).4.1施行

また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事  
業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

## 1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

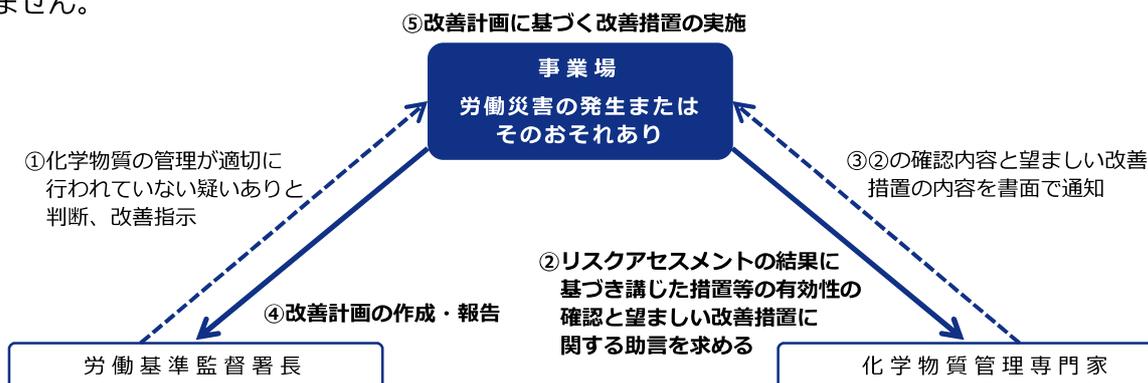
リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害  
を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスマ  
ント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

2023(R5).4.1施行

## 1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、  
その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対  
し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（要件は厚生労働大臣告示で示す予定）から、リス  
クアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上  
で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければ  
なりません。

2024(R6).4.1施行



## 1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

### (1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

2024(R6).4.1施行

- ・ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- ・ 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- ・ 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に関する健康診断は**30年間**）保存しなければなりません。

### (2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。また、その記録を**30年間保存**しなければなりません。

## 2-1 化学物質管理者の選任の義務化

### (1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

### (2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図の内容を厚生労働大臣告示で示す予定です。

	科目	時間
学科教育	化学物質災害の発生の原因	1時間
	化学物質の危険有害性	2時間
	関係法令	1時間
	化学物質の危険性または有害性の調査	3時間
	化学物質の危険性または有害性の調査の結果に基づく措置	2時間
実習	化学物質の危険性または有害性の調査とその結果に基づく措置	3時間

### (3) 職務

- ・ ラベル・SDS等の確認
- ・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

## 2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

### (1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

### (2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

### (3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

## 2-3 雇入れ時等教育の拡充

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この省略規定を廃止します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

2024(R6).4.1施行

## 2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

2023(R5).4.1施行

- ・ 食料品製造業  
食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。
- ・ 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

## 3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。

2022(R4).5.31(公布日)  
施行

### 改正前

- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

### 改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

### 3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

2023(R5).4.1施行

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

### 3-3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。  
また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

### 3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

### 3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

### 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

2023(R5).4.1施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

## 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

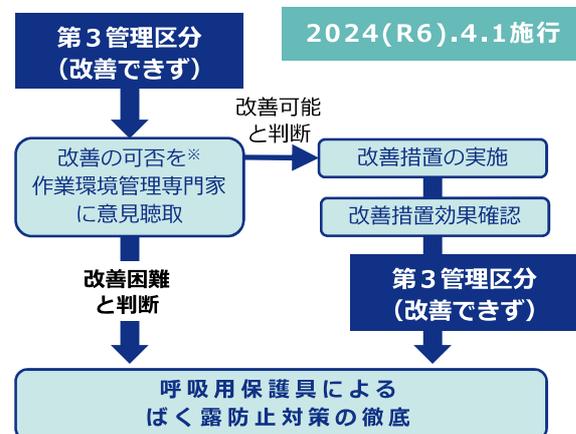
2023(R5).4.1施行

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回緩和できます。

## 6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

### (1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。



※作業環境管理専門家の要件は通達で示す予定です。

### (2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と

#### (1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)と(3)の管理、特定化学物質作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届け出ること。

### (3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

### (4) その他

- ① 作業環境測定の結果、第3管理区分に区分され、上記(1)(2)の措置を講ずるまでの間の応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ③ (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

## 新たな化学物質規制項目の施行期日

規 制 項 目		2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外			●	
特殊健康診断の実施頻度の緩和			●	
第三管理区分事業場の措置強化				●

### 制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口 (テクノヒル株式会社 化学物質管理部門)

**電話 050-5577-4862** FAX: 03-5642-6145

受付時間 平日10:00~17:00 (12:00~13:00を除く) ※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く  
開設期間 2022年4月1日~2023年3月17日 (以降の開設期間とお問い合わせ先は未定)

メールでのお問い合わせも受け付けています。  
詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>

## ばく露防止対策と優先順位

▶▶▶ 化学物質に触れる機会を減らすように、以下の順番で対策を考えましょう。

01	有害性の低い物質への変更	できるだけ有害性が低いものを選びましょう。
02	設備の密閉化、換気装置の設置等	有害な化学物質を使う場合は、化学物質が身体に触れないよう、設備を密閉化したり、十分な換気を行いましょう。
03	作業手順の改善等	化学物質に触れずにすむよう、作業手順を見直しましょう。
04	個人用保護具の利用	個人用保護具は作業に適したものを使用します。 下記の「保護具を使用するときの注意点」を参考にしてください。

## マニュアルを参考にした、ばく露防止対策



### リスクアセスメントの手順とマニュアルの活用

ラベル・SDS情報から  
危険有害性を特定

取扱量、作業内容、設備の  
状況などを踏まえたリスク見積もり

リスクの見積もり結果を  
踏まえたばく露防止対策の決定

これらを踏まえただけでばく露防止対策が既にある場合は、当該マニュアルを参考にばく露防止対策を講ずることができません。

▶▶▶ ばく露防止対策を取りまとめた「マニュアル」などを参考にし、ばく露防止対策を講ずることも有効です。  
▶▶▶ 作業にあったマニュアルなどがない場合は、リスクアセスメントを行ってばく露防止対策を決めましょう。

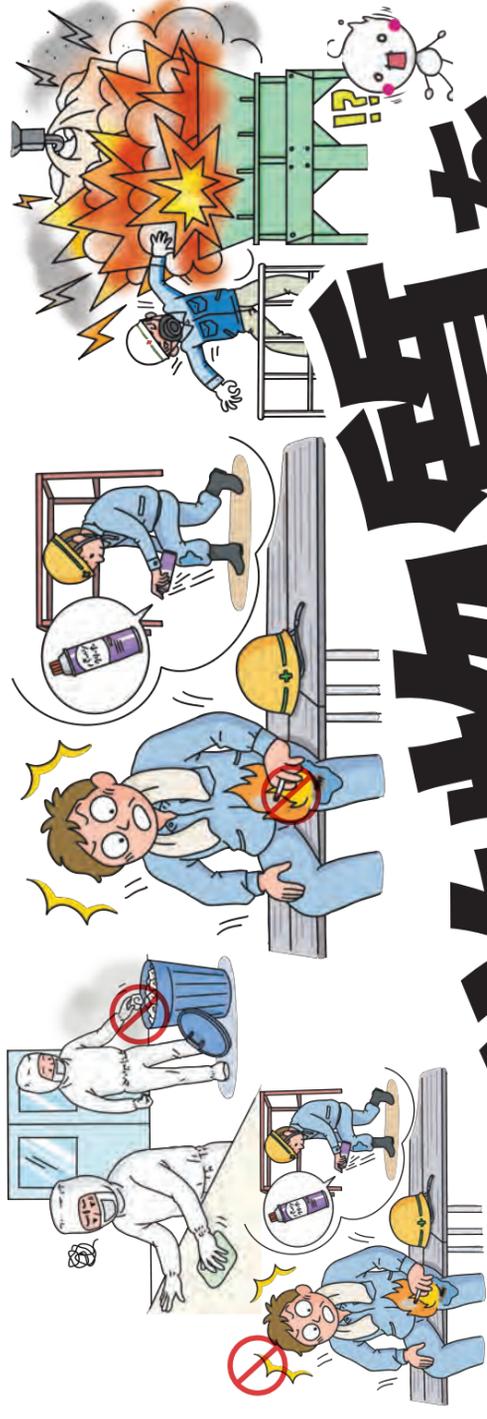
## 保護具を使用するときの注意点

▶▶▶ 適切な保護具を選択し、保護具の使用状況の管理や保守管理を行うため、保護具着用管理責任者を選任しましょう。

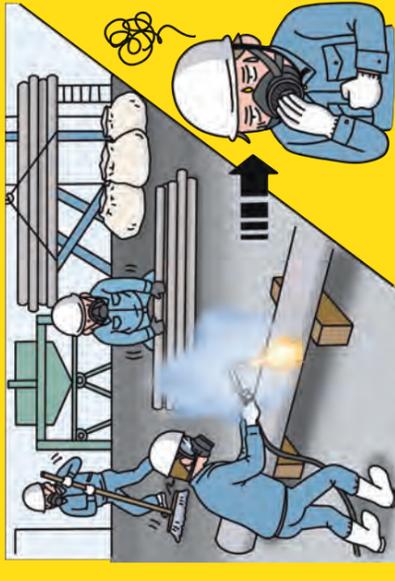
▶▶▶ 皮膚や眼に損傷を与える物質は、身体に触れないよう取り扱います。  
▶▶▶ 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用しましょう。

▶▶▶ 防じんマスク、防毒マスク、化学防護手袋などの保護具を使う場合は、十分な効果を得るために以下の注意が必要です。

- 化学物質の性質やばく露の程度に見合った製品を選ぶ
- 保護具を支給するだけでなく、保護具を着用する理由、正しい使い方を繰り返し教育する
- もれのないように正しく装着する
- きちんと手入れや内側のふき取りを行い、使用限度を超えた物は交換する



# 化学物質を安全に取り扱うために

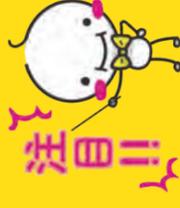


## 「これでいいの？」を解決します！

何を確認すればいいの？

安全な作業手順は？

管理はどうするの？



職場で取り扱われる多くの製品には、化学物質が含まれています。化学物質が健康障害を防止するため、化学物質の危険性や有害性を確認し、正しく取り扱いましょう。

安全第一

## 化学物質を取り扱うときは、まず「ラベル」を確認



製品の危険有害性や、取扱上の注意事項がわかります。

GHS絵表示がついているものは、特に情報をしっかり見ておきましょう。



**ラベル表示の例**

<b>【製品の特定名】</b> △△△製品	<b>【絵表示】</b> ○○○○
<b>【注意喚起語】</b> 危険	 
<b>【危険有害性情報】</b> ・引火性液体及び蒸気	・吸入すると生命に危険……
<b>【注意書き】</b> ・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 ・蒸気を吸入しないこと……	

爆発物や可燃物は火気厳禁です。物質によっては振動を与えたり水に触れることが厳禁の物質もあります



そして「**行動**」を必要とする

### SDSの主な記載項目

- 項目2 GHS分類
- 項目4 応急措置
- 項目7 取扱い及び保管上の注意
- 項目8 ばく露防止及び保護措置
- 項目15 適用法令

更に詳しい情報は、SDS(安全データシート)を見てください。

## ラベルに絵表示があったら、危険有害性の内容を確認

絵表示は9種類あります。国連勧告が定める世界共通の絵表示です。

どのような危険有害性があるか、製品のSDS(安全データシート)の項目2を参照してください。

### GHS絵表示とその意味、主な対策

	<b>爆発物 など</b> ✓ 高温、スパーク、火種を近づけない ✓ 火災の場合は退避		<b>高圧ガス</b> ✓ 日光から遮断し換気の良いところで保管		<b>強かん性、その他の健康有害性がある物</b> ✓ マスク、手袋、保護衣着用 ✓ 換気すること
	<b>燃えやすい物</b> ✓ 高温、スパーク、火種を近づけない ✓ 換気の良いところで保管		<b>金属を腐食させる物 皮膚や眼を著しく損傷</b> ✓ 他の容器に移し替えない ✓ 保護衣、手袋、眼鏡着用		<b>眼や皮膚刺激、アレルギー一性皮膚反応 など</b> ✓ 気分が悪い時は医師に連絡 ✓ 保護具を着用
	<b>より燃えやすくする物</b> ✓ 燃える物から遠ざける ✓ 隔離して保管		<b>体に入ると生命の危険</b> ✓ 換気の良いところで使用 ✓ マスク、手袋、保護衣着用 ✓ 施設して保管		<b>水生生物に非常に強い毒性(環境有害性)</b> ✓ 環境への放出を避ける

## 化学物質へのばく露経路



化学物質による健康障害防止には、いろいろな経路から侵入する化学物質を体内に取り込まないことが大切です。

- ①作業場の空気中に拡散したガスや蒸気、粒子状の物質(粉じんなど)を吸い込む
- ②皮膚についた化学物質が皮膚を通して体内に吸収される
- ③化学物質がついた手や汚れたマスクが口元に触れる(たばこを吸う方は特にご注意ください)



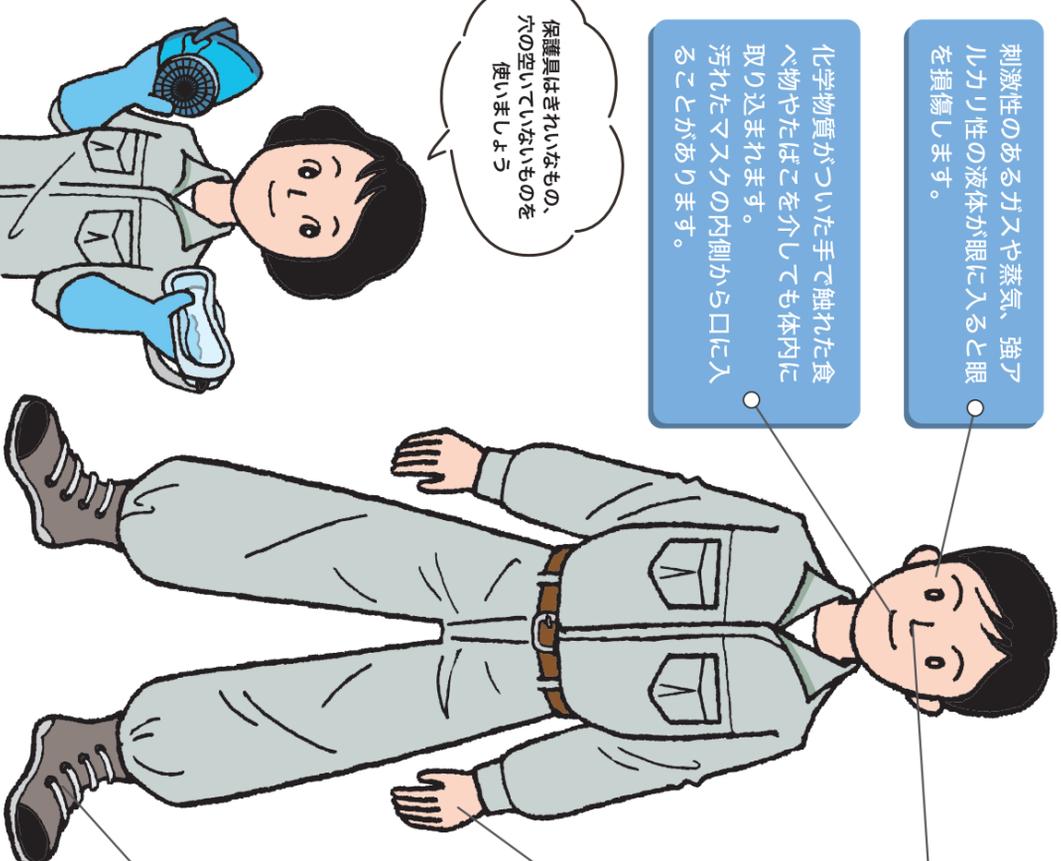
刺激性のあるガスや蒸気、強アルカリ性の液体が眼に入ると眼を損傷します。

空気中に拡散したガスや蒸気、粒子状の物質(粉じんなど)は、呼吸とともに体内に吸い込まれます。適切な呼吸用保護具を使用します。

化学物質がついた手で触れた食べ物やたばこを介しても体内に取り込まれます。汚れたマスクの内側から口に入る可能性があります。

化学物質の中には、皮膚に触れると素早く体内に吸収される物や、痛み、かゆみ等を引き起こす物があります。化学物質に触れてしまったら大量の水で早く手を洗いましょう。食事や休憩前は必ず手洗いや洗顔をします。

保護具はきれいなもの、穴の空いていないものを使いましょう



濡れた作業場で働くときは、ゴム長靴をはきましょう。靴の内部に化学物質を含む水が入ったときは、靴をはき替え、放置せずに速やかに足を水洗いします。

## 化学物質管理者の選任



化学物質を安全に取り扱うため、一般消費者用製品以外の化学物質を取り扱う事業場では、業種や規模にかかわらず、化学物質管理者を選任します。

化学物質管理者の役割は、事業場で取り扱う化学物質のラベルやSDSを確認し、化学物質を安全に扱うための対策を決めて、それを実行していくことです。特に化学製品を製造する事業場の化学物質管理者は専門的な講習を受講する必要があります。

労働安全衛生法 関係政省令が  
大きく改正されます！



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



# 職場の化学物質管理が 変わります！

日本の化学物質管理は「法令の準拠」から  
「自律的な管理」へ

あなたの職場も  
対象かも？  
今すぐ検索！

✔ 欧米でも主流の  
「リスクベース」へ移行！

✔ 事業者の裁量権を拡大！

✔ 管理が良ければメリットも！

✔ 二つの資格を導入！！

“詳しくはwebで”

職場の化学物質管理

🔍 検索



労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター  
ホームページ

詳しくは、労働安全衛生総合研究所ホームページをご覧ください。

令和4年5月公布、以後順次施行予定



※この絵表示は、国連勧告が定める世界共通の絵表示です。

# 化学物質取り扱い時には絵表示を確認!

	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
危険性	 (爆弾の爆発)	爆発物:大量爆発危険性 爆発物:火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、退避すること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。
	 (炎)	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
	 (円上の炎)	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
	 (ガスボンベ)	高圧ガス:熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス:凍傷又は傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
	 (腐食性)	金属腐食のおそれ 重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	他の容器に移し替えないこと。 皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
健康有害性	 (どくろ)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると 生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施錠して保管すること。
	 (健康有害性)	遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を 起こすおそれ 臓器の障害 飲み込んで気道に侵入(誤えん)すると生命に 危険のおそれ	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、 医師の診察を受けること。
	 (感嘆符)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると有害 強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激又は眠気やめまいのおそれ	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
	 (環境)	水生生物に非常に強い毒性	環境への放出を避けること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。

注:代表的な事項を抜粋し記載しております。

※この絵表示は国連勧告が定める世界共通の絵表示です  
(2022.05)

化学物質管理体系が見直されます

参加費 無料！

# 新たな化学物質規制 オンライン説明会

を令和4年11月から令和5年3月にかけて、月2回、計10回開催します（詳しい開催日、開催時間は裏面をご覧ください）

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上り、その中には危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。さらに、化学物質による休業4日以上<sup>＊</sup>の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質に起因するものが約8割を占めています。

これらを踏まえまして、今般、労働安全衛生法の関係政省令の一部を改正し、これまで特別則による規制の対象となっていなかった物質への対策の強化を主眼として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度の導入等が義務付けられました。

これらの改正は今後、令和5年4月1日、令和6年4月1日と順次施行されますが、業種を問わず措置義務の対象となる事業場が増加することとなり、さらに、これまで以上に事業者の主体的な取組が求められることとなります。

そのため、岡山労働局・各労働基準監督署では、岡山産業保健総合支援センター及び（一社）岡山県労働基準協会に共催いただき、以下のとおり、【新たな化学物質規制に係る関係政省令の改正について周知徹底を図るためのオンライン説明会】を開催します。（各日とも説明内容は同じです。）事業場のご担当者様に是非参加していただきますようご案内します。

## プログラム

- 1 開会挨拶 岡山労働局 労働基準部 健康安全課長
- 2 新たな化学物質規制について  
岡山労働局 労働基準部 健康安全課 安全衛生担当官
- 3 化学物質のリスクアセスメントについて  
岡山産業保健総合支援センター 産業保健相談員  
労働安全・衛生コンサルタント  
横溝 浩 氏



参加申し込み方法等は裏面をご覧ください。

開催日	開催時間・定員
令和4年11月16日（水）、22日（火）	各14：00～16：10 各100名
令和4年12月5日（月）、13日（火）	
令和5年1月12日（木）、16日（月）	
令和5年2月7日（火）、17日（金）	
令和5年3月3日（金）、9日（木）	

## 申し込み方法

お申込みは岡山産業保健総合支援センターのWebサイトで承ります。

URL：<https://okayamas.johas.go.jp/chemicals/>



- ※ 申し込みの締切は開催日の1週間前です。
- ※ 全日程オンライン開催です。テレビ会議システム「Zoom Meetings」を使用します。  
お申込みはWEB（上記URL）でお願いします。
- ※ 各日とも説明内容は同じです。
- ※ 当日、質疑応答の時間は設けておりませんので、ご了承ください。
- ※ 取得した個人情報は、主催・共催者で共有しますが、説明会以外には使用しません。  
また、プライバシーポリシーに則り適正に管理します。

## Zoom Meetingsによる研修会の参加方法

- ①上記Webサイトにて、申込みをしてください。
- ②開催日の前日15時までに参加についての案内メールをお送りします。  
（Zoomへの参加方法、説明会資料等の情報も併せて送付します。）
- ③説明会当日は、案内メールを参照して参加してください。  
\* 接続数を管理する必要があるため、申し込み1件につき端末1台の接続としていただきますようお願いいたします。



## Zoom Meetingsによる研修会の参加に必要なチェックリスト

- インターネットにつながるパソコン・タブレット・スマートフォンがある  
（通信料金は自己負担となりますのでご注意ください）
- パソコン・タブレット・スマートフォンで音声を聞くことができる  
（パソコン等の処理能力、通信環境によっては映像や音声が途切れることがあります）

《推奨》

- パソコン・タブレット・スマートフォンにZoomアプリをインストールできる

## 申し込み方法・参加方法に関するお問合せ先

岡山産業保健総合支援センター 電話086-212-1222



対応はお済み  
ですか？

金属アーク溶接等作業を行う事業場の皆様へ

# 溶接ヒューム等の健康障害防止対策 の措置状況の点検をお願いします

～特定化学物質障害予防規則等の改正にともなう溶接ヒューム等の健康障害防止対策のお願い～

労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正され、**令和3年4月1日**から、**溶接ヒューム**が、**特定化学物質（管理第2類物質）**とされ、規制対象となりました。

この改正により、溶接ヒュームを取り扱う作業等に常時従事する労働者に対して、既存のじん肺健康診断に加え、**特定化学物質健康診断**を行うこと等、新たな対策が必要となりました。

また、現に金属アーク溶接等（アーク溶断、ガウジングを含む）を継続して行う屋内作業場においては、令和4年3月31日までに**個人サンプラーを用いた個人ばく露測定**を実施し、測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を選定するとともに、測定結果がマンガンとして0.05mg/m<sup>3</sup>以上である場合は、換気装置の風量増加、溶接方法、母材や溶接材料の変更など必要な措置を講じることが令和4年4月から義務化されます。

既に施行されており対応が必要な措置もございますので、今一度、改正内容の確認、対応状況等の点検を実施していただきますようお願いいたします。

## 規制対象物、並びに対象作業について

金属をアーク溶接する作業、アークを用いた金属の溶断作業やガウジングする作業で発生するヒュームが対象となります。これらの作業を「金属アーク溶接等作業」と呼びます。

アーク溶接にはTIG（ティグ）溶接やプラズマ溶接などが含まれます。

これらはアークを用いることで金属蒸気が激しく発生するため対象となります。

自動溶接を行う場合、金属アーク溶接等作業には、自動溶接機による溶接中に溶接機のトーチ等に近付く等溶接ヒュームにばく露するおそれがある作業が含まれ、トーチ等から離れた操作盤の作業等は含まれません。

なお、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは対象外となります。

## 金属アーク溶接等作業を行う場所によって措置が異なります

金属アーク溶接等作業を行う場所（以下の3種類）によって、行うべき措置が異なります。

### 「継続して行う屋内作業場」

⇒ 建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板等の遮蔽物が設けられている場所又はガス、蒸気又は粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所であって、金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行う場所。

### 「屋内作業場」

⇒ 建屋の側面の半分以上にわたって遮蔽物が設けられている場所又はガス、蒸気又は粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所であって、金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わない場所。

《一般的な例》同じ場所で繰り返し溶接作業を行わない内装工事現場、船体内部の溶接現場、補修作業等

### 「屋外作業場」

⇒ 上記以外。

《一般的な例》壁等が未施工で構造物の溶接を行う建設現場、船体外部の溶接を屋外で行う現場

# 主な健康障害防止措置とその適用範囲

健康障害防止措置（施行日）	継続して行う屋内作業場	屋内作業場	屋外作業場
1. 特殊健康診断の実施（令和3年4月1日）	○	○	○
2. 特定化学物質作業主任者の選任（令和4年4月1日）	○	○	○
3. 毎日1回以上の掃除（令和3年4月1日）	○	○	×
4. 全体換気装置等による換気（令和3年4月1日）	○	○	×
5. 溶接ヒューム濃度の測定（令和4年4月1日）※1	○	×	×
6. 有効な呼吸用保護具の使用等（令和4年4月1日）※2	○	○	○
7. 呼吸用保護具のフィットテスト（令和5年4月1日）	○	×	×
8. その他必要な措置（令和3年4月1日）※3	○	○	○

- ※1 新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするとき。  
現に**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**においては**令和4年3月31日まで**に溶接ヒュームの濃度測定  
の必要がある。
- ※2 現時点でも粉じん防止のための呼吸用保護具の着用は必要。
- ※3 その他必要な措置

## ① 安全衛生教育

労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

## ② 除じん

局所排気装置又はプッシュプル型換気装置には、ろ過式除じん装置又は電気除じん装置を設ける。

## ③ ぼろ等の処理

対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

## ④ 不浸透性の床の設置

作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

## ⑤ 退避等

対象物が漏えいした場合において労働者が健康障害を受けるおそれがあるときは労働者を退避させなければならず、健康障害を受けるおそれがないことを確認するまでの間立ち入り禁止にしなければならない。

## ⑥ 立入禁止措置

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

## ⑦ 運搬貯蔵時の容器等の使用等

対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

## ⑧ 休憩室の設置

対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

## ⑨ 洗浄設備の設置

洗眼、洗身またはうがいの設備、更衣設備、洗濯のための設備を設ける。

## ⑩ 喫煙または飲食の禁止

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

## ⑪ 有効な呼吸用保護具の備え付け等

必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

改正の詳細につきましては、下記の厚生労働省HP、岡山労働局HPの関連ページをご参照ください。

厚生労働省 HP「令和2年4月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html)



岡山労働局 HP「溶接ヒューム」特設サイト

[https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage\\_00415.html](https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage_00415.html)



## 【参考】

【東京労働局】WEBによる改正特定化学物質障害予防規則（溶接ヒューム）セミナー

<https://www.youtube.com/watch?v=LiG9bxMm4TII>



# 令和4年度 年末年始無災害運動実施要領

## 1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主催する運動で、本年で52回目を迎える。

令和3年の労働災害による死亡者数は867人と4年ぶりに増加し、死者数は149,918人と平成10年以降で最多となった。死傷者数をみると、高年齢労働者による労働災害が依然として増加傾向にあり、業種別では特に、社会福祉施設や製造業では前年より大幅な増加が見られた。事故の型別では、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除くと、「転倒・墮落等の」動作の反動・無理な動作]で大きく増加した。

また、本年上半期(1～6月)の労働災害の状況を見ても、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、第三次産業で死傷者数が増加した。特に小売業、保健衛生業(社会福祉施設含む)、警備業等を含む第三次産業は昨年同時期より59.8%増となっている。事故の型別では「転倒・動作の反動・無理な動作」[その他(主として感染症によるもの)]が目立つ。誰もが安心して安全に働ける職場環境づくりや、転倒・墮落災害予防のために若年期から身体機能の維持向上のための取り組みが重要である。

令和4年においては、労働安全衛生法施行令の改正により、職長等教育の対象外であった、食料品製造業(うまみ調味料製造業および動物油脂製造業は従来から対象)、新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業が追加され、令和5年より新たな職業となった者に対する教育が義務化されることとなった。職長は安全の要と言われる重要な立場にあることから、義務化を契機に安全衛生活動のより一層の活発化につなげたい。

労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化される。具体的には、代替物の使用等によりリスクアセスメント対象物にはく露される程度を最小限度にすること(令和5年4月1日以降)、リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任すること(令和6年4月1日)、衛生委員会が付議事項を追加すること(令和5年4月1日以降)等、改正を踏まえた対応が求められる。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が丸ごと丸ごと安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立が求められる中で迎える年末年始は、荷だたしい中での大掃除や掃除設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全量で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えらるよう、安全・健康への思いを新たに、本年の年末年始無災害運動を展開することとする。

## 2 実施期間

令和4年12月1日から令和5年1月15日までとする。

## 3 運動標語

待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始!

## 4 主催者

中央労働災害防止協会

## 5 後援

厚生労働省

## 6 実施者

各事業場

## 7 主催者の実施事項

- 1 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- 2 報道機関等を通じての周知
- 3 リーフレット等の制作および配布
- 4 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

## 8 事業場の実施事項

- 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- 2 リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- 3 K Y(作業予防)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- 4 安全保護具、労働衛生保護具、安全標識、表示等の点検と整備・更新
- 5 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- 6 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- 7 転倒・墮落・転落、はさまれ、巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- 8 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- 9 交通労働災害防止対策の推進
- 10 安全衛生パトロールの実施
- 11 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- 12 年末時期の大掃除等を契機とした5 Sの徹底
- 13 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- 14 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- 15 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
- 16 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の徹底
- 17 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- 18 自然災害等に伴う復旧・復興工事における労働災害防止策の推進
- 19 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- 20 その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

迎春

主唱：中央労働災害防止協会

後援：厚生労働省

# 年末年始 無災害運動

## 令和4年度 年末年始無災害運動標語

# 待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始

2022 2023  
12/1 ▶ 1/15

無料

最新の安全衛生 中災防メルマガ会員登録中

最新情報を配信!

詳しくは 中災防メルマガジン

検索

賛助会員募集中!

研修会割引・定期刊行物・週間見本品の送付、専用サイトの利用

JISHA 中災防

～Safe Work, Safe Life～

中央労働災害防止協会 (中災防)

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 [TEL] 03-3452-6449

[E-mail] koho@jisha.or.jp/ [ホームページ] https://www.jisha.or.jp/

※お問い合わせは総務部 広報課

# 年末年始の災害防止を徹底しよう!

年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に一年を締めくくり、新たな年をスタートできるように安全衛生活動のポイントを紹介します。

## 非常時作業時の災害を防ぐ!

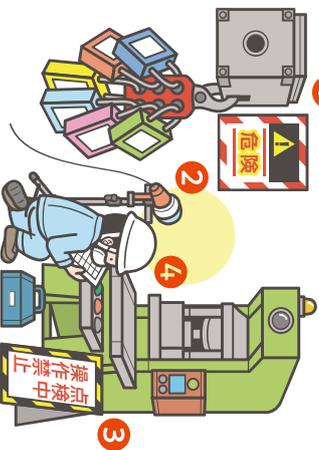
大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非常時作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

### 事前準備

作業計画書の作成・作業の手順・方法の決定などを協働会社や安全衛生担当部門から関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

### 作業開始前ミーティング

作業の進め方・合図の方法・禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。新型コロナウイルス等への感染防止対策や必要な保護員の着用の確認も忘れずに。



- 1 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は各作業者が自分のキーを持つ(ロックアウト)。
- 2 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。
- 3 動力を遮断し(電源を切り)、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに点検中のため操作禁止などの表示をする。
- 4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

**作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告**

**合図は大きな声でハッキリと決められた方法で**

### 作業が終了したら...

無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどをもとに戻して、作業場を整理・整頓。  
・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

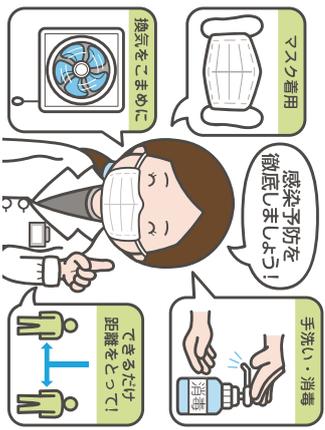
## 脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
- 2 踏ざらな上での作業は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体制を安定させる。つま先立ちの回避!
- 3 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 4 脚立は原則として2m未満のものを使う。
- 5 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

## 感染症予防対策の徹底

新型コロナウイルスや感染症拡大防止のためのチェックリストなどを活用し、3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けながら、効率的に作業を進めることが大切です。



## 物の置き方・持ち方・運び方に注意!

年末年始の作業中は、動かす物も増えます。転倒、激突などの災害につながる不安全な行動をどってこないか、通路の安全が確保されているかなどを確認しましょう。



### チェックしてみよう! 例えは...

- 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- 台車などは、荷が崩れていないよう安全に使用しているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- 転倒などを予防するための教育を行っているか

## 冬季の安全運転

交通事故は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

### ■出発前の準備

・目的地方面の交通情報や降雪など気象情報を収集。  
・タイヤの摩耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方などを事前に確認。冬タイヤでも走行困難になることがあるため、タイヤチェーンは必ず携行する。

### ■「急」のつく運転を避ける

・急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピンやスワングの原因になる。時間と心に余裕を持つて!

### ■凍結しやすい場所に注意

・橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落とし徐行運転する。



## 「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品



ポスター



ご購入はコチラ

<https://www.jisha.or.jp/order/index.php>  
TEL 03-3452-6401  
FAX 03-3452-2480

# 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

## ～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

# テレワーク・時差出勤の積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークや時差出勤を積極的に進めてください。

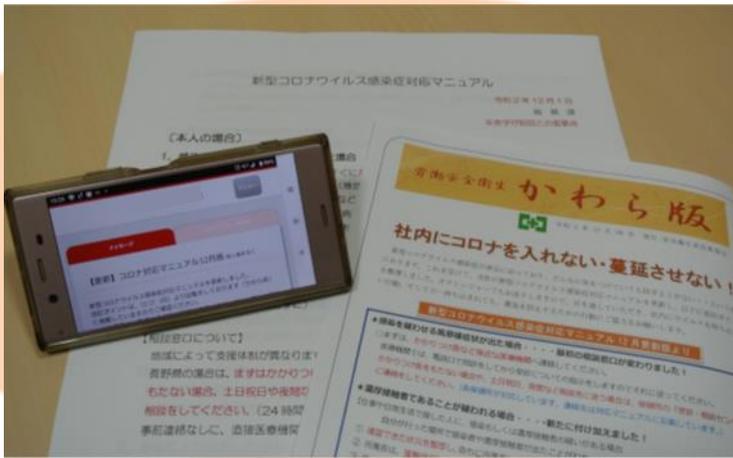
リーフレットは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における感染防止対策の実践例

### ○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

#### 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。  
[手順]
  - ①感染リスクのある社員の自宅待機
  - ②濃厚接触者の把握
  - ③消毒
  - ④関係先への通知など

手順全文は  
(独)労働者健康安全機構  
長野産業保健総合支援  
センターホームページから  
ダウンロード可能です。

#### サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



### ○ 密とならない工夫

#### ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

#### ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

# 職場における感染防止対策の実践例

## ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

### 休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

### 社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

## ○ 感染防止のための基本的対策

### 入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

### 複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

## ○ その他の取り組み

### 外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

(( 感染症防止 5 ))	
• 手洗い うがい 確実に！	• Rửa tay súc miệng chắc chắn!
• 十分とろう 睡眠は！	• Có đủ giấc ngủ!
• 毎朝検温 忘れずに！	• Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
• 人混み避けよう！マスクせよ！	• Hãy tránh đám đông! Đeo trên một mặt nạ!
• 必ず換気 休憩所！	• Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

# 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、密がなくてもマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



# 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら  
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

# 今こそ、働き方改革に取り組みましょう

働き方改革とは、誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その能力と意欲を發揮できる魅力ある職場づくりを目指すものです。

魅力ある職場づくりに取り組むことで、従業員の意欲が向上し、労働生産性のアップや優秀な人材の確保職場への定着につながります。

## 働き方改革の必要性について

備北地区でも重要課題です。

我が国は今、急速に少子高齢化が進んでおり、労働力人口の減少が見込まれています。

経済を持続的に発展させるためには、働きたいと希望する全ての方が活躍できるようにするとともに、働く人一人ひとりの生産性を高めていくことが不可欠です。

働く現場ではさまざまな問題があります。例えば、

### 「長時間労働」

長時間労働は、健康の確保を困難にします。  
また、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因ともなります。

### 「正規・非正規の不合理な処遇の差」

正規・非正規労働者の間に不合理な処遇の差があると、非正規労働者は正当な処遇がなされていないという気持ちとなり、頑張ろうという意欲をなくしてしまいます。

これらを見直していこうというのが「働き方改革」です。

長時間労働を是正すると、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつきます。時間当たりどれだけの成果をあげるかに意識が向かい、労働生産性向上につながります。

正規と非正規の理由なき処遇の差を埋めていくと、働く人の頑張ろうという意欲を引き出すことができ、それによって労働生産性の向上が期待できます。

## 働き方改革に向けた各種支援の活用

### 岡山労働局雇用環境・均等室

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

〒700-8611  
岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階  
TEL 086-225-2017



### 岡山働き方改革推進支援センター

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和などの労務管理に関する課題について、労務管理等の専門家による個別相談、事業主向けセミナーの実施などの支援を行います。

【受託会社：株式会社タスクールPlus】  
〒700-0985 岡山市北区厚生町3丁目1番15号  
岡山商工会ビル8階801号室  
フリーダイヤル：0120-947-188



中小企業だからこそ、取り組み易く、効果も大きくなります。

コロナ禍だからこそ

働き方改革に関連する助成金も取り扱っています。

### ◆岡山県よろず支援拠点

平成26年6月より、国が全国に設置した無料の経営相談所です。

岡山県よろず支援拠点では、起業・創業から、中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大、販路拡大、事業計画、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

公益財団法人 岡山県産業振興財団  
〒701-1221  
岡山県岡山市北区芳賀5301  
TEL 086-206-2180



改正法令、各種支援、助成金制度等詳細についてはこちらをご覧ください



「働き方改革」の実現に向けて  
(厚生労働省HP)



働き方改革について  
(岡山労働局HP)



# 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会の合意（下記参照）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、政府一体となって取組を開始することとされました。

政府としては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行っており、労働基準監督署においても、労働条件向上相談窓口を設置し、各事業場における労働基準関係法令の遵守や賃金引上げに向けた労働環境の自主的な改善の促進に向けて、その労働環境の実情に応じたきめ細かな支援等を行っています。

つきましては、事業主の皆様におかれましても、賃金引上げに向けた環境整備の取組が進められていることや社会的にも賃金引上げが求められていることをご理解いただき、労使で話し合ってくださいなどとして、労働者の賃金引上げについてご検討いただくようお願いいたします。

## パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

### 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の詳細については、こちらのリンク先の別紙2をご覧ください。



### パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

各省庁における取組については、こちらをご参照ください。



## 厚生労働省における中小企業・小規模事業者への支援事業

厚生労働省は経済産業省と連携し、中小企業に対する以下の支援を実施しています。

### 専門家派遣・相談等支援事業【ワン・ストップ＆無料の相談・支援体制を整備】

生産性の向上などの経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などのご相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口を開設しています。

### 業務改善助成金【中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援】

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

### 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)【業種別団体の賃金底上げのための取組を支援】

業種別の事業主団体が、業界全体として傘下企業の生産性向上と労働者の賃金引上げを目的とした、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発などの取組に対して助成をします。

業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を集めた冊子や中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアルも作成しておりますので、参考にしてみてください。

各種支援の詳細、生産性向上の事例集、支援施策紹介マニュアルについてはこちらをご覧ください

厚生労働省HP

「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」



最低賃金制度の概要、最低賃金額等についてはこちらをご覧ください

厚生労働省HP

「賃金（賃金引上げ、労働生産性向上）」

特設サイト

「必ずチェック最低賃金」



2023年4月1日から

# 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

## ◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は 50% (2010年4月から適用)  
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

## 深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

### 深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

### 休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

## 代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

## 就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



### （就業規則の記載例）

#### （割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

（1）1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下・・・25%
  - ② 時間外労働60時間超・・・50%
- （以下、略）

## 具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

### 算出例

- > 1か月の起算日は毎月1日
- > 法定休日は日曜日
- > カレンダー中の青字は、時間外労働時間数
- > 時間外労働の割増賃金率  
60時間以下…25%  
60時間超…50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑  
法定休日労働

↑  
月60時間を超える時間外労働

### 割増賃金率

- ◆ 時間外労働（60時間以下）      カレンダー白色部分      = 25%
- ◆ 時間外労働（60時間超）      カレンダー緑色部分      = 50%
- ◆ 法定休日労働      カレンダー赤色部分      = 35%

## 働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

### [活用例]

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

● 勤怠管理システムを導入  
各自の労働時間を把握し、  
業務を平準化

● 就業規則に月60時間超の  
割増賃金率の規定を改正

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

勤怠管理システム導入費用  
と就業規則の改正費用に、  
働き方改革推進支援助成金を活用

**助成率 75%**

一定の要件を満たした場合 80%

**上限額 最大250万円**

事業場内賃金の引き上げ等の  
一定の要件を満たした場合  
最大490万円

## 助成金のご案内

<b>働き方改革推進支援助成金</b>	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に 対して、その実施に要した費用の一部を助成	
<b>業務改善助成金</b>	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定 以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を 助成	

## 相談窓口のご案内

<b>労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー</b>	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や 労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援して います。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
<b>都道府県労働局</b> ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働 者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
<b>働き方改革推進支援センター</b>	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度 等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、 社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
<b>産業保健総合支援センター</b>	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、 産業保健の専門家が相談に応じます。	
<b>よろず支援拠点</b>	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題につい て、専門家が無料で相談に応じます。	
<b>ハローワーク</b>	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会な どを実施しています。	
<b>医療勤務環境改善支援センター</b>	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応 じて、総合的なサポートをします。 ▶ 「いきサポ」で検索	

休暇をとって、  
いつもと違う冬を探しに行こう。

Refresh!  
もっと自分らしい  
働き方  
休み方

## 新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



年休取得促進  
特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

### 働き方の新しいスタイル



テレワークや  
ローテーション勤務



時差通勤で  
ゆったりと



オフィスは  
ひろびろと



会議は  
オンライン



対面での打合せは  
換気とマスク

# 新しい 働き方・休み方を 実践するために 年次有給休暇を 上手に 活用しましょう。



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

## 1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## 2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

### 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。  
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。  
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

## 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

### 〈労使協定で定める事項〉

#### ① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

#### ② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

#### ③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

#### ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

**労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。**

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

# しごととより、 いのち。

働くすべての人、そのご家族の皆さまへ

仕事って、大事。でも、いのちはもっと大切。誰もがわかっているはず。

しかし、現在の日本では、勤務問題を原因とする  
過労死等の総数は増加傾向にあります。

過労死。この言葉の意味について、私たちは今一度、  
考え直す必要があるのではないのでしょうか。

事業主の皆さま、労働者が働きやすく相談しやすい環境づくりを。

労働者の皆さま、心身の不調があれば、早めに周囲の人や専門家に相談を。

ご家族の皆さま、異変に気づいたら、ご本人の話に耳を傾け、相談窓口へ。

私たちは今、令和の新しい時代の空の下にいます。

大切な、かけがえのないいのちを守るため、

新しい時代の新しい働き方、みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ、それが一番大切。



**STOP!**  
**過労死**

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

令和4年10月1日～岡山県最低賃金が時間額892円に改正

★ 賃金UP・設備投資等におすすめの助成金 【岡山局版】

## 制度の概要



10月1日以降に適用される制度概要となります！

- ① 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる。
- ② 設備投資（機械設備、コンサルティング導入等）などを行う。

②の費用の一部助成



## 対象事業場

- 中小企業であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- 事業場規模100人以下



【岡山県】  
事業場内最低賃金  
922円  
以下

↑10月1日から  
岡山県最低賃金  
892円のため

## 支給要件

- 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

対象となるか、チェック！



全て☑になれば、助成金の対象の可能性が有ります！！

## 手続きの概略(例)

申請期限(必着) 令和5年1月31日

※早期締切の場合あり

事業主

①申請書・事業実施計画書等

提出

審査

交付決定

②事業実施  
(設備投資・賃金引き上げ)

③事業実績報告書

提出

審査

交付額  
確定※

岡山労働局

「交付額確定※」→「請求書の提出」→「支給」→「状況報告の提出」と続きます

※支給確定ではありません

## 助成限度額

### 賃金を引き上げる労働者数及び助成上限額

コース区分	賃金を引き上げる労働者数及び助成上限額				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上 ※1
30円	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

## 【岡山県の助成率】

(注)令和4年10月以降の場合

事業場内最低賃金

①892円～919円  
4/5 (80%)

②920円～922円  
3/4 (75%)

生産性要件 ※2  
を満たした場合

① 9/10 (90%)

② 4/5 (80%)

※1 10人以上の上限区分：事業場内最低賃金が②920円～922円の場合は、以下のいずれかに該当する必要があります。

- 生産量要件 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- 物価高騰等要件 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

※2 生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算

# 賃金UP

# 設備投資・生産性向上 業務改善助成金

# 活用

## 昨年度の岡山県内 導入事例

### 【製造業(縫製)】



#### ◇新型ミシン

- 作業能率の向上
- 初心者でも作業が可能

### 【製造業(食品)】



#### ◇プレハブ型冷蔵庫

- 労働能率の向上

### 【製造業(機械)】



#### ◇生産管理システム

- 作業能率の向上

### 【洗濯業】



#### ◇大型洗濯機・乾燥機の増設

- 労働能率の向上

### 【接客業】



#### ◇自動釣銭機

#### ◇勤怠打刻機

- 労働能率の向上

### 【介護事業】



#### ◇介護ベッド

#### ◇リハビリ器具

- 業務効率の向上

### 【農業】



#### ◇農薬散布ドローン

- 消毒時間の短縮

### 【小売業】



#### ◇POSレジシステム

#### ◇受発注システム

- 在庫管理の短縮

### 【飲食業】



#### ◇食器洗浄機

- 洗浄時間の短縮

#### ◇フードスライサー

- 肉細分作業の短縮

## 助成金の支給までの具体的な流れ (例)

- 11月7日 事業場内最低賃金892円(対象者2人)を12月1日から30円引き上げる計画を策定し、労働局に申請額を50万円とする助成金の交付申請書を提出 ※本例は、10月1日の最低賃金改正日以後
- 12月1日 就業規則を改定し、事業場内最低賃金を30円引き上げた922円とする
- 12月5日 労働局が審査の上、助成金の交付決定通知を行う
- 12月23日 生産性向上に役立つ機器を導入して業務改善を行い、機器代金70万円を支払う  
(注) 機器の購入は、交付決定後に行った場合のみ、助成金の対象
- 1月10日 対象者2人に対し、引き上げた賃金を支払う
- 1月16日 労働局に機器の導入・支払状況、引き上げ後の賃金の支払い状況などを記載した事業実績報告書を提出
- 2月3日 労働局が審査の上、助成金の交付額確定通知を行う
- 2月8日 労働局に助成金の支払請求書を提出
- 2月10日 労働局より助成金の支給を受ける ※その後、状況報告が必要となります



# 岡山労働局



## 業務改善助成金

## 検索



### 【制度のお問い合わせ先】

業務改善助成金

コールセンター

Tel0120-366-440

### 【ワンストップ相談窓口】

岡山働き方改革

推進支援センター

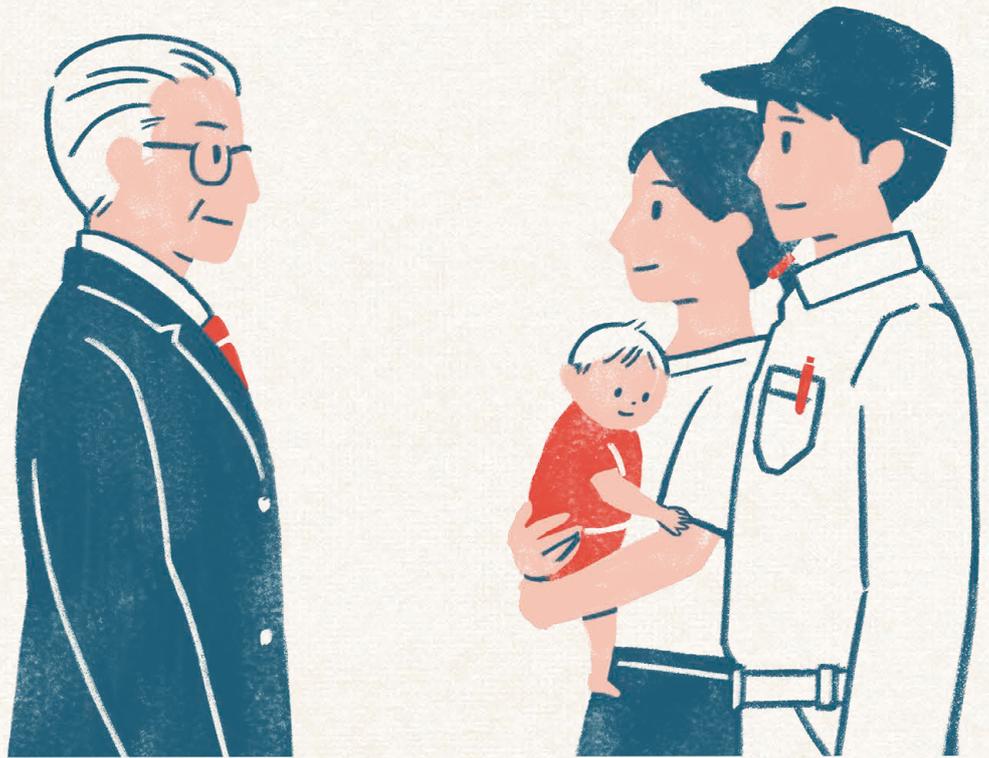
Tel0120-947-188

### 【申請先】

岡山労働局

雇用環境・均等室

Tel086-224-7639



# 働くを守る。 暮らしを守る。

「いい職場」って何だろう。

働きやすさやアットホームな雰囲気。

従業員のやる気や笑顔。

などなどいろんな条件があるように思います。

でも忘れてはならない義務があります。

労働保険の成立手続です。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、

労働者を一人でも雇っていたら、

労働保険の成立手続を行う義務があります。

仕事中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」。

労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」。

労働保険は、その二つの総称です。

## 労働保険



# 事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、

まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、

公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。



## 成立手続義務のある事業場

次の事業場は、労働保険の成立手続が法律で義務づけられています。

（強制適用事業場）

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業場であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。\*強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

### 労働者とは？

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。

### 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。  
雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

## 成立手続を怠っていると？



### ① 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

### ② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

### ③ 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

### 電子申請での手続、口座振替納付が便利。

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。